

2015年度募集要項（直接応募）

奨学金制度の概要

1) 奨学金給付額

年額200万円、150万円もしくは100万円
(当財団選考委員会による評価に応じて決定)

ただし、併給の場合は年額50万円

※学業が不良のとき、また法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為があった場合は、給付額減額または給付停止となることがあります。

2) 奨学期間

1年間(2015年4月～2016年3月)

ただし、継続申請を認める。(奨学期間は最長3年まで)

3) 申請者の区分

- 新規申請者: 当財団から奨学金の給付を受けたことのない申請者
- 継続申請者: 当財団から過去に奨学金を給付された申請者

4) 給付停止の要件

- 退学したとき
- 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
- 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- 学業成績又は性行が不良となったとき
- 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- 上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- 在学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- その他奨学生としての資格を失ったとき

応募資格

- 2015年4月1日時点で満38歳以下の私費留学生(在留資格が「留学」の者に限る)
- 日本国内の大学又は大学院の正規課程に在学する、人の健康に関連する分野(医学、薬学、生物学、栄養学、体育学等)及び経営学の研究をしている者
- 向学心に富み、学業優秀であり、品行方正である者
- 独自性のある研究、革新的な研究に携わっている者
- 国際的視野を持ち、日本と母国の架け橋としてリーダーシップを発揮できる者
- 学資の支弁が困難と認められる者
- 上記(1)～(6)の資格及びその他当財団の定める条件を満たす者
※標準修業年限内での修了が見込めない者は応募不可

応募方法

1) 応募の方法

- 当財団指定の奨学生願書に下記の応募書類を揃えて、事務局宛に郵送のこと

【送付先】 〒540-0021 大阪府大阪市中央区大手通3-2-27 大塚グループ大阪本社ビル
公益財団法人大塚敏美育英奨学財団 事務局

提出された書類は、当財団の事業を遂行する目的以外には一切使用しません。
※なお、応募書類は返却しません。

- 推薦状以外の書類はすべて応募者本人が日本語または英語で書き添えること
なお、英語で書かれた願書も受け付けますが、日本語訳の添付が必須です。詳細は、Q&Aを参照してください。

2) 応募書類

- 奨学生願書 (A4サイズで片面印刷した当財団指定用紙を使用し、ホチキス留めないこと)
- 推薦状 (推薦者が自筆で署名の上、密封して提出すること)
- 写真1枚 (カラー、上半身正面で、応募前6ヵ月以内のもの、4.5×3.5cmを願書に貼付のこと)
- 成績証明書 (履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の評価のみのものは不可。段階評価又は点数評価された直近の年のものを送付のこと)
- 在学証明書 (2015年4月1日以降のもの)
- 住民票の写し (2015年4月1日以降のもの。コピー不可。記載内容が省略されたもの不可。)
- 他の奨学金、研究助成金の有無 (2015年4月～2016年3月にかかる期間で受給が有る場合は、支給団体名、期間、金額等を証する写し)

3) 応募期間

2015年4月1日(水)～5月15日(金)17時(事務局必着)

選考及び採用並びに奨学金の給付について

1) 選考

選考は書類選考と面接試験(書類選考合格者のみ)によって行い、採用は選考委員会を経て代表理事が決定します。
書類選考不合格者への通知はしません。なお、面接試験は7月上旬頃に行います。

2) 採用

7月中に採否を決定し、7月末までに本人に通知します。

その通知をもって内定とし、2015年夏に開催する当財団認定式への出席及び当財団指定の「確認書」の提出をもって正式採用とします。

3) 奨学金の給付時期

原則として年間給付額を2回に分けて、8月、12月の一定日に直接本人名義の口座に送金します。

4) 採用予定人数

2015年度：約95名(2014年度の実績87名、2013年度の実績86名)

特徴

この奨学金の特徴は次の通り

- 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

奨学生の義務

奨学生は以下に定める義務を履行する必要があります。

- 奨学生は、募集要項に規定された内容を遵守し、資格条件に抵触することがあれば速やかに届け出ること
- 次のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を代表理事に届け出ること
 - 休学、復学、転学又は退学したとき
 - 停学その他の処分を受けたとき
 - 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
 - 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
- 下記の書類を代表理事に提出すること
 - 在学証明書及び生活状況報告書
 - 成績証明書
- 当財団主催の行事に参加すること